

「札幌市厚別区役所で使用する電力」 質問と回答

NO	質問	回答
1	各施設の現在の電力供給会社を教えてください。	ゼロワットパワー株式会社です。
2	各施設について、自動検針装置はついてますか。	自動検針装置はあります。
3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力を（kw）をご教示ください。	自家発補給電力の契約はありません。
4	入札書に記載する日付は作成日でよいでしょうか。	作成日を記入してください。
5	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか（力率割引を考慮する）	仕様書2(9)アのとおり、入札価格の算定にあたっては、力率を100%としてください。
6	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行することが出来ません。ご了承いただけますか？	施設内に入居している企業等はありませんが、請求書は1枚にまとめていただいております。
7	弊社の請求書は、原則、翌月10日迄にWebサイト上で開示、15日迄に原本の到着とし、請求書受領後30日以内（翌々月15日迄）に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。	契約書第11条第4項の条文どおり、「請求を受けた日から30日以内」にお支払いすることとなります。
8	契約期間中に建替や増築、引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定はありますでしょうか。	予定はありません。
9	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく最新請求書1ヵ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	可能です。
10	契約保証金は入札保証金と同様「全額免除」と考えてよろしいでしょうか。また実績の提出など別途免除申請等は必要でしょうか。	原則、契約保証金は納付いただきます。契約保証金の免除については、落札後に契約書の写し等をご提出いただき、契約電力及び予定使用電力量等により判断します。
11	入札書より先に、関係書類（電力供給誓約書、接続供給契約に関する証明書）を提出してもかまいませんか？	問題ありません。
12	契約単価積算内訳書の基本料金小計欄について、こちらは小数点第3位以下の端数が発生する可能性がございます。小数点第3位以下の端数処理について指定がございましたら教えてください。	指定はありません。
13	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	予定はありません。
14	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	契約書第12条（事情変更）により、協議に応じます。
15	請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。	今年度より札幌市入札参加資格者情報に登録されている口座に支払う場合のみ、請求書への押印が省略可能となりました。この場合においてのみ、請求の都度、ダウンロード箇所を指定する電子メールを送信していただくことで対応が可能です。なお、電子メールの受信日を請求年月日とし、その日から30日以内にお支払いすることとなります（契約書第11条第4項）。
16	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。その旨ご了承頂けますか。	請求書内訳への記載で問題ありません。

NO	質問	回答
17	<p>計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。 『計量は毎月1日午前0：00に行う。』</p>	<p>条文の変更又は追加はできませんが、計量日時につきましては契約書第9条に基づき、発注者と受注者が協議の上、各月ごとに定めるものとします。</p>
18	<p>契約保証金免除について、規則によると「競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」とございますが、</p> <p>①規模とは何を指しますか。予定使用電力でしょうか。</p> <p>②上記証明の為に追加提出物がありますか。提出物がある場合、いつ、どのような形で提出しますか。</p> <p>③過去2年間とはいつから数えて過去2年間を指しますか。 (例：入札日より数えて過去2年、過去2年度の間、等) 上記の過去2年間に供給終了日が入っている契約という認識で宜しいでしょうか。</p> <p>④提出物が契約書の写しの場合、機密保持の為一部黒塗りは可能でしょうか。 (単価部分や単価が計算できる契約電力、使用電力量、契約総額のうちどれか一つを黒塗り等)</p> <p>⑤提出物が契約書の写しの場合、契約書に総額を記載している需要家様が少ないのですが、その場合は使用電力量での確認、若しくは契約書に総額を手書き可などのご対応で確認頂くことはできませんでしょうか。 若しくは、契約書以外に何か提出することになりますでしょうか。</p>	<p>①契約の規模については契約電力及び予定使用電力量等により判断いたします。</p> <p>②契約保証金免除の有無の判断にあたり書類の提出が必要となる場合は、契約の締結及び履行が認められる書類（例：契約電力及び使用予定電力量が記載された契約書並びに履行証明書等の写し）を落札後、速やかに提出してください。 なお、電子メールにより提出する場合は、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとしてください。</p> <p>③開札日時点において、電力供給完了日から2年以内であることを指します。</p> <p>④原則、一部であっても黒塗りは認めておりませんが、落札後相談に応じます。</p> <p>⑤契約書だけで契約電力及び予定使用電力量等が確認できない場合は、別途書類の提出が必要となる場合があります。詳細については、落札後相談に応じます。</p>